

# 仕 様 書

## 1 件名

令和5年度みきちゃん公式SNS用写真・短尺動画制作業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 3 事業目的

愛媛県イメージアップキャラクター「みきちゃん」と愛媛県内の観光物産スポット等を撮影した訴求力の高い写真・短尺動画を制作するとともに、専門家によるSNSの分析及び運用支援により愛媛県の魅力を広く発信することで、みきちゃん及びみきちゃんを通じた本県の新たなファン獲得を図る。

## 4 業務概要

受託者は、愛媛県イメージアップキャラクター「みきちゃん」の着ぐるみを活用し、みきちゃん公式SNS等に掲載するためのみきちゃんと愛媛の魅力をPRする写真・短尺動画を県内観光物産スポット等で撮影するほか、公式SNSフォロワー増加策の提案、分析及び撮影した写真等を活用するなどしたみきちゃん及び愛媛県の魅力発信企画を行うことにより、みきちゃん及び愛媛県の魅力・認知度向上につながるよう以下の業務を実施すること。

## 5 ターゲット層

主として県外在住の、SNSによる情報拡散が期待できる若年層（10～20代）及びみきちゃんのコアファン層（30～50代・女性）をメインターゲットとしつつ、幅広い層に訴求できる内容とする。

## 6 実施業務

### （1）みきちゃんと観光物産スポット等の写真・短尺動画制作業務

- ・愛媛県イメージアップキャラクター「みきちゃん」の着ぐるみを活用し、みきちゃん公式SNS等に掲載するためのみきちゃんと愛媛の魅力をPRする写真・短尺動画を県内観光物産スポット等で撮影すること。

### （2）みきちゃんSNS等デジタルプロモーション運用伴走支援業務

- ・みきちゃん公式SNSフォロワー増加策の提案、公式SNSの分析を行うこと。
- ・最新トレンドや類似事案の傾向等を踏まえた効果的な情報発信のアドバイスをを行うこと。

### （3）撮影した写真等を活用したみきちゃん及び愛媛県の魅力発信企画

- ・撮影した写真または短尺動画を活用し、みきちゃんの魅力発信につながる独自企画を実施すること。
- ・内容はリアル・デジタルどちらの方法でも構わない。

## 7 委託内容

### （1）みきちゃんと観光物産スポット等の写真・短尺動画制作業務

#### ① 業務概要

- ・愛媛県イメージアップキャラクター「みきちゃん」と愛媛県内の観光物産スポット等を撮影した訴求力の高い写真・短尺動画コンテンツを制作す

る。

## ② 写真・短尺動画撮影について

- ・撮影数は、20カ所以上の場所で撮影する。なお、撮影場所については、愛媛県内とし、東・中・南予をバランスよく選定すること。
- ・6回以上に分けて、撮影の都度納品すること。
- ・総撮影枚数は写真200枚以上、動画40本以上とする。
- ・撮影にあたっては、「道の駅」「観光地」「風景」「特産品」「食」「季節を感じるもの」等、愛媛の魅力が伝わる内容を設定し、地域間のバランスを考慮しつつ、みきゃん及び愛媛県の魅力が最大限発揮されるものとする。
- ・撮影には県が貸与する「みきゃん」のほか、必要に応じて「ダークみきゃん」「こみきゃん」「こダークみきゃん」の着ぐるみを使用すること。また、キャラごとの登場頻度や構図等についても工夫すること。
- ・みきゃんについては、必ず全ての撮影カ所で使用すること。
- ・撮影機材、撮影場所、時間、写真画像技術等を工夫することとし、撮影に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは、受託者自身で行うこと。

## ③ その他

- ・着ぐるみのアクター及びアテンド等の手配は受託者が行うこと。
- ・着ぐるみ等の運搬に係る経費、撮影に必要な小道具等の作成経費は受託者が負担すること。
- ・着ぐるみの稼働にあたっては、県が定める貸出要領や運用基準を遵守すること。
- ・みきゃん公式SNSへの投稿は県が行う。
- ・写真等の制作物は、県がすみやかにSNSに投稿できるよう、撮影が1回終了するごとに都度納品すること。

## (2) みきゃんSNS等デジタルプロモーション運用伴走支援業務

### ① 業務概要

- ・公式SNSのフォロワー数、コンテンツのリーチ数等の分析を行う。
- ・最新トレンドや類似事案の傾向等を踏まえた効果的な情報発信のアドバイスを行う。

## (3) 撮影した写真等を活用したみきゃん及び愛媛県の魅力発信企画

### ① 業務概要

- ・(1)で撮影した写真等を活用するなどして、みきゃんの魅力発信につながる独自企画を実施する。
- ・内容はリアル・デジタルどちらの方法でも構わない。

## (4) その他

- ・その他本仕様に記載のない事項については、予算の範囲内であれば独自提案として提案すること。
- ・各業務に係る制作、調査・分析、報告等を含む一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託

先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。

- ・本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、愛媛県の承認を得ること。
- ・業務の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ・事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、愛媛県に提出すること。
- ・受託者は、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。

## 8 事業全体に係る留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

## 9 著作権等

- ・本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するこ

- と。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## 10 成果品

### (1) 提出物

- ①実績報告書（A 4判） 紙媒体 2部及び電子情報媒体 1部
- ②写真・短尺動画制作物 電子情報媒体 1部（ファイル形式：jpeg・mp4）

### (2) 提出場所

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課  
（〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2）

### (3) 提出期限

- ①写真・短尺動画制作物は、撮影1回ごとに速やかにデータを県に提供すること。最終分は令和6年3月31日までに提出すること。
- ②実績報告書は、令和6年3月31日までに提出すること。

## 11 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

## 12 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書及び実施工程表
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

## 13 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。